

「指定特定相談支援事業所 地域活動支援センターやまびこ」
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、市町村による計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者の概要	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の職員体制	2
4. 事業の主たる対象とする障害の種類	2
5. サービスの内容	2
6. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項	3
7. 緊急時及び事故発生時の対応方法	3
8. 非常災害対策	3
9. 虐待の防止のための措置に関する事項	3
10. 損害賠償	3
11. その他運営に関する重要事項	4
12. 苦情・相談窓口	4

特定医療法人生仁会
指定特定相談支援事業所 地域活動支援センターやまびこ
(高山市長指定 第 2132700127 号)

1 事業者の概要

名称	特定医療法人 生仁会
所在地	岐阜県高山市国府町村山 235-5
電話番号	0577-72-2100
代表者名	理事長 加藤 秀明

2 事業所の概要

名称	地域活動支援センター やまびこ
所在地	岐阜県高山市国府町村山 251-2
電話番号	0577-72-5023
管理者	牧上 美由紀
サービス提供地域	高山市・飛騨市・下呂市・白川村
サービス提供曜日・時間	月～土曜日 8時15分～17時15分 (緊急時電話 090-7303-8893 は21時15分まで) ※休日、夜間など不在時の緊急連絡については、須田病院に連絡して頂き、その後必要に応じて担当につなぐ形で対応いたします。
運営方針	当事業所は、利用者の環境、年齢及び心身の状況に応じて施設を活用し、利用者が社会復帰、社会参加に必要な社会適応力を培う。また、利用者の意向を尊重しつつ、必要に応じ、医療機関、保健所、障害福祉サービス事業所、その他関係機関との連携をはかり、利用者が地域において総合的な援助を受けることができるよう援助に努める。
サービス開始年月日	平成24年4月1日
協力医療機関	須田病院

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	精神保健福祉士
相談支援専門員	4		4	精神保健福祉士

4 事業の主たる対象とする障害の種類

本事業所は、精神障害者と知的障害者を主たる対象者とします。ただし、主たる対象外の障害者から利用の申し出があった場合は、その状況を勘案し適切な機関・事業所の情報提供を行い、場合によっては利用支援を行います。

5 サービスの内容

(1) サービス等利用計画の作成

利用者本人やご家族の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握し

たうえて、適切な保健、医療、福祉、就労支援等にかかる福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス利用計画を作成します。

(2)便宜の供与

利用者及びその家族等とサービス等利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。

各事業のサービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

(3)各事業のサービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(4)その他

(1)から(3)までに付帯するその他必要な支援を行います。

6 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

(1)指定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。

(2)通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、圏域を越えた分の実費を下記の通りいただきます。

自動車を利用した場合 圏域を越えた箇所よりの距離 1Km あたり 30 円

公共交通機関を利用した場合 全額実費

(3)上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえて、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることにします。

(4)上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証または領収証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

7 緊急時及び事故発生時の対応方法

本事業所において、利用者等に対する相談支援の提供により事故が発生した場合には、岐阜県、住所地の市町村、家族等関係者に連絡を行い、適切な処置を講じます。

8 非常災害対策

本事業所において利用者等に災害が発生した場合は、岐阜県、住所地の市町村、家族等関係者に連絡を行い、適切な処置を講じます。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

本事業所において利用者等に虐待が疑われる場合、またはその事実が確認された場合は、岐阜県、住所地の市町村、関係機関等へ速やかに連絡し、利用者等に不利益が生じないよう必要な措置を講じます。

10 損害賠償

本事業所は、本契約に基づく福祉サービス利用計画書作成の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

利用者等は、故意または過失により本事業所に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときはその損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。

11 その他運営に関する重要事項

- (1)事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2)相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3)相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4)事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5)利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- (6)提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (7)提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (8)社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。
- (9)事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

12 苦情・相談窓口

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 相談支援専門員 野村めぐみ

○苦情解決責任者

〔職名〕 管理者 牧上 美由紀

○第三者委員

〔職名〕 須田病院 事務長 中田 多美枝

〔職名〕 須田病院 看護部長 橋戸 智子

●受付時間随時（上記の者以外でも受け付けます）

また、苦情受付箱を地域活動支援センターやまびこに設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

岐阜県社会福祉協議会内 岐阜県運営適正化委員会	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号：058-278-5136 F A X ：058-278-5137 受付時間：月～金曜日 9時～16時
----------------------------	---

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第80号（平成14年6月13日）第95条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

